

大阪・関西万博府立学校生による催事の企画運営事業 仕様書

第1 事業名

大阪・関西万博府立学校生による催事の企画運営事業

第2 事業目的

大阪府教育庁では、大阪・関西万博を未来社会の革新的な技術やサービスに直接触れることができる機会であると考えていることから、府立学校の児童生徒が課外活動の成果を広く発表できる機会を創出するとともに、今後の未来社会を担う児童生徒が万博のテーマである「いのち輝く未来社会のデザイン」について探究し、国内外の様々な方に向けたパフォーマンスの企画・運営を通じて、万博のテーマをさらに理解するとともに、万博閉幕後も世代を越えた協働・共創で新たな未来社会をつなぐことができる力を育むこととしている。

本事業では、万博のテーマ「いのち輝く未来社会のデザイン」を音楽や芸能文化などの様々なパフォーマンスで表現し、誰一人取り残さない社会の実現に必要な共創の願いを国内外に向けて発信していくとともに、府立学校の魅力や活動成果を発信することを目的に「大阪・関西万博府立学校生による催事の企画運営事業」を実施する。

第3 契約期間

契約日から令和8年3月 31 日まで

第4 委託費の上限

24,046 千円(税込)

第5 府立学校生による催事の企画運営事業の概要

本事業はⅠからⅢで構成する。詳細は以下のとおり。

- Ⅰ 府立学校生による文化パフォーマンスの企画運営(催事Ⅰ)
- Ⅱ 府立学校の軽音楽部(ポピュラー音楽)や同好会に在籍する生徒によるステージ演奏の企画運営(催事Ⅱ)
- Ⅲ 府立学校生による芸術発表の企画運営(催事Ⅲ)

第6 受託者の役割

(1) 事業の企画

本事業の目的を達成し、また、本事業を円滑かつ適切に実施すべく事業全体を企画すること。

(2) 事業目的達成に向けた進捗管理と運営

本事業を円滑かつ適切に実施するための検討を行い、計画の進捗管理及び事業の運営を行うこと。事業の詳細は第7「大阪・関西万博府立学校生による催事の企画運営事業の詳細」を参照すること。

(3) 事業に必要な体制、資器材等の手配と確保

本事業に必要な人員及び資器材等の手配と確保を行うこと。事業の詳細は第7「大阪・関西万博府立学校生による催事の企画運営事業の詳細」を参照すること。

(4) 事業にかかる全体調整と諸手続き

本事業の実施にかかる関係者との調整、必要な諸手続き等を行うこと。

(ア) 本事業に必要な調整

調整事項が生じた場合は、公益社団法人2025年日本国際博覧会協会(以下「博覧会協会」という。)や大阪府関係各部局をはじめとする関係府立学校、関係者等と調整を行うこと。

(イ) 各種手続き

本事業開催に必要な資格・認証・許可等の取得申請等の各種手続きは、受託者の責任において適切に行うこと。なお、費用が発生する場合は、受託者の負担とする。また、府が事業実施に係る申請や届け出を行う場合は、書類の準備に協力するとともに、必要に応じて提出に同行すること。

(ウ) 委託業務スケジュール、運営体制の作成

契約締結後速やかに事業計画書(業務スケジュール及び運営体制を含む)を作成し、府に提出すること。

(エ) 打合せの実施

府と定期的に打合せを行うこと。また、打合せ後は速やかに打合せ記録を作成し、府に提出すること。

(オ) 催事への参加者数等の集計及びアンケートの実施

事業での企画については、個別に参加者数の集計を行うとともに、来場者ならびに出演者へ定量的及び定性的な方法によりアンケートを実施し、結果をとりまとめること。アンケート項目は、事前に府の承認を得ること。

(カ) 催事ガイドラインの順守

2025 年日本国際博覧会協会が提示する各催事場所のガイドライン等を順守し催事の企画運営を行うこと。

(5) 事業の発信

催事場への集客に向けて広く発信すること。

なお、府ホームページ、府教育庁ホームページ及び SNS(Instagram、X(旧 Twitter)、YouTube)等(以下「本サイト等」という。)を活用する場合は、府が保有するアカウントを活用することができる。その場合、コンテンツの制作や検討は受託者が実施すること。

第7 大阪・関西万博府立学校生による催事の企画運営事業の詳細

I 府立学校の生徒による文化パフォーマンスの企画運営(催事 I)

1 概要

(1)開催予定日時

令和7年 7 月 30 日(水)(午後2時から午後8時まで(予定))

(2)開催予定場所

大阪・関西万博会場内のポップアップステージ南(小舞台)

2 業務内容

(1)本催事でのイベントプログラムの企画及び実施に関すること

(ア)実施計画の作成及び実施運営

実施計画(イベント内容、会場内ゾーニング、装飾、スケジュール及び運営体制等)を作成し、同計画に基づき、実施運営すること。また、実施計画については、府教育庁に提出すること。

ポップアップステージ南(ステージの屋内及び屋外の観覧エリアを含む。以下同じ。)において、府立学校の部活動等が日本特有の文化である和太鼓、書道パフォーマンス、長唄(三味線)を世界の文化と融合させたパフォーマンスを実施するイベントを企画すること。

企画にあたっては、府教育庁が指定する学校及び部活動がパフォーマンス発表する場とし、以下の要素を網羅的に取り入れた実演及び体験型のほか参加者を惹きつけるもので、会場内のゾーニングや装飾、演出も含め集客力の高い魅力あるプログラムを提案すること。また、開催時間内において複数回パフォーマンス発表できる機会を創出することや、国内が一般的に夏休み期間であることも考慮して、プログラムに偏りなく十分な工夫を凝らすこと。加えて、国内外の様々な方が日本特有の文化に触れることができるとともに、著名な方によるゲストパフォーマンス発表により、国際博覧会としてのクオリティを満たしていること。聴覚等の障がいにより支援が必要な方であっても五感を通じて楽しむことができる演出方法及び装飾を計画すること。その際にイメージが湧くようパース図を作成すること。

(イ)催事に必須の要素について

① 日本の伝統文化パフォーマンスに関する要素

日本特有の文化である和太鼓(1)、書道パフォーマンス(1)、長唄(三味線)(1)の府立学校の生徒によるパフォーマンス発表で、日本古来の音と響き、字が表す「美」を表現するとともに、次の世代に伝統を紡いでいく要素を盛り込むこと。※()内は学校数

② 世界の文化との融合させたパフォーマンスに関する要素

大阪・関西万博参加国の文化と上記①を融合させた演出を盛り込むこと。

(2)費用負担及び利用料

本催事にかかる費用については、業務委託の委託料から適切に支払うこと。

(ア)施設利用料について

午前9時から午後9時までの施設利用料については、発注者が支払うこととし、時間外

に催事会場を利用して作業を行う場合に係る利用料については、受託者において負担すること。時間外使用料については、博覧会協会から下記のとおり示されている。

《ポップアップステージ南の施設利用料予定(令和6年10月現在、税込)》

9 時－21 時	時間外使用料一時間当たり
105,600(円)	11,000(円)

《ポップアップステージ南の共益費予定(令和6年 10 月現在、税込)》

9 時－21 時	時間外使用料一時間当たり
49,600(円)	4,070(円)

※上記、施設使用料金に関する注意事項

・使用時間は、すべての関係者の入館から退館まで、施設使用に掛かる時間を含む。

(イ)運送費について

出演する府立学校3校から以下の物品の搬出入に伴う、運送及び会場等への設置費用

催事内容/回収返却場所	学校から持ち込む物品	個数
和太鼓 (府立柴島高等学校)	・長胴太鼓(1 尺 6 寸)	8 台
	・桶胴太鼓(1 尺 4 寸)	3 台
	・桶胴太鼓(5 寸)	1 台
	・桶胴太鼓(6 寸)	1 台
	・桶胴太鼓(7 寸)	1 台
	・桶胴太鼓(8 寸)	1 台
	・桶胴太鼓(2 尺)	1 台
	・平胴太鼓(2 尺 6 寸)	1 台
	・締太鼓(1 尺 2 寸)	6 台
	・大桶胴太鼓(3 尺)	1 台
	・銅鑼	1 台
	・各台	24 台
書道パフォーマンス (府立八尾高等学校)	・長さ5m×直径 20 cmの筒	3 本
	・50 cm×50 cm×25 cmの段ボール	4 箱
	・パフォーマンス時に作品下に敷くシート	4 枚
長唄・三味線 (府立東住吉高等学校)	・三味線(110 cm×35 cm×20 cm)	30 丁
	・琴(190 cm×30 cm×20 cm)	6 面
	・二重舞台(W180 cm×D90 cm×H12 cm)	6 枚
	・かさ上げ道具 箱馬(6寸×1尺×1尺)	8 個
	・かさ上げ道具 開き足(3尺×2尺7寸×4寸)	4 個
	・緋毛氈(450袋)	2 袋

Ⅱ 府立学校の軽音楽部(ポピュラー音楽)や同好会に在籍する生徒によるステージ演奏の企画運営(催事Ⅱ)

1 概要

(1)開催予定日時

令和7年8月 17 日(日)(午後2時から午後8時まで(概ね))

(2)開催予定場所

大阪・関西万博会場内の大阪ヘルスケアパビリオン(屋外ステージ)

2 業務内容

(1)本催事でのイベントプログラムの企画及び実施に関すること

(ア)実施計画の作成及び実施運営

実施計画(イベント内容、会場内ゾーニング、装飾、スケジュール及び運営体制等)を作成し、同計画に基づき、実施運営すること。また、実施計画については、府教育庁に提出すること。

大阪ヘルスケアパビリオン(ステージ及び観覧エリアを含む。以下同じ。)において、府立学校の軽音楽部(ポピュラー音楽)や同好会に所属する生徒が 21 組演奏できるイベントを企画すること。

企画にあたっては、府教育庁が指定する学校及び団体がパフォーマンス発表する場とし、会場内のゾーニングや装飾、演出も含め集客力の高い魅力あるプログラムを提案すること。また、開催時間内において各団体1回のパフォーマンス発表できる機会を創出することや、各校の演奏ジャンルを考慮して、プログラムに偏りなく十分な工夫を凝らすこと。加えて、出演団体の生徒の活動風景をダイジェスト動画で流す演出をするなど、転換時間を有効に活用すること。著名な方によるゲストパフォーマンス発表により、国際博覧会としてのクオリティを満たしていること。聴覚等の障がいにより支援が必要な方であっても五感を通じて楽しむことができる演出方法及び装飾を計画すること。その際にイメージが湧くようパース図を作成すること。

(イ)催事に必須の要素について

① 府立学校の軽音楽部(ポピュラー音楽)や同好会に所属する生徒の生演奏

府立学校の生徒 21 組による演奏を実施し、五感を通じて音楽を楽しむことができる要素を盛り込むこと。

また、上記演奏に向けて、プロによる技術指導を催事当日までに実施すること。

② 現役アーティストによるパフォーマンスに関する要素

大阪・関西万博や大阪や関西にゆかりのある現役アーティストの生演奏を盛り込むこと。

(2)費用負担及び利用料

催事にかかる費用については受託者において負担すること。

なお、大阪ヘルスケアパビリオンについては、使用料(電気使用を含む)、基本機材・付帯備品の使用料はすべて無料となっている。開催可能時間(午前9時から午後8時40分)外に作業を行う場合であっても利用料は無料である。

Ⅲ 府立学校の生徒による芸術発表の企画運営事業(催事Ⅲ)

1 概要

(1)開催予定日時

令和7年8月18日(月)(午後2時から午後8時まで(概ね))

(2)開催予定場所

大阪・関西万博会場内の大阪ヘルスケアパビリオン(屋外ステージ)

2 業務内容

(1)本催事でのイベントプログラムの企画及び実施に関すること

(ア)実施計画の作成及び実施運営

実施計画(イベント内容、会場内ゾーニング、装飾、スケジュール及び運営体制等)を作成し、同計画に基づき、実施運営すること。また、実施計画については、府教育庁に提出すること。

大阪ヘルスケアパビリオン(ステージ及び観覧エリアを含む。以下同じ。)において、府立学校の生徒による芸術発表(お笑い・演劇・ダンス・演奏・手品・弁論など)として20から30組程度がパフォーマンス発表できるイベントを企画すること。

企画にあたっては、府教育庁が指定する団体及び個人がパフォーマンス発表する場とし、会場内のゾーニングや装飾、演出も含め集客力の高い魅力あるプログラムを提案すること。また、開催時間内において各団体1回のパフォーマンス発表できる機会を創出することや、出演者のパフォーマンス内容を考慮して、プログラムに偏りなく十分な工夫を凝らすこと。加えて、出演者の活動風景をダイジェスト動画で流す演出をするなど、転換時間を有効に活用すること。著名な方によるゲストパフォーマンス発表により、国際博覧会としてのクオリティを満たしていること。聴覚等の障がいにより支援が必要な方であっても五感を通じて楽しむことができる演出方法及び装飾を計画すること。その際にイメージが湧くようパース図を作成すること。

(イ)催事に必須の要素について

① 府立学校の児童生徒による芸術発表(お笑い・演劇・ダンス・演奏・手品・弁論など)

府立学校に在籍する生徒により組織された有志の20から30組程度によるパフォーマンス発表を実施し、五感を通じてパフォーマンス発表を楽しむことができる要素を盛り込むこと。

② 現役アーティストによるパフォーマンスに関する要素

大阪・関西万博や大阪や関西にゆかりのある現役パフォーマーの生パフォーマンスを盛り込むこと。

(2)費用負担及び利用料

催事にかかる費用については受託者において負担すること。

なお、大阪ヘルスケアパビリオンについては、使用料(電気使用を含む)、基本機材・付帯備品の使用料はすべて無料となっている。開催可能時間(午前9時から午後8時40分)外に作業を行う場合あっても利用料は無料である。

IV 催事Ⅰ～Ⅲの企画運営に係る共通事項

1 開催に必要な調整及び計画の作成

開催に必要な諸調整を行い、各種プログラムの運営に関する計画を作成すること。

(1)運営体制計画

実施において必要な人員、設備等運営体制等の全体計画を作成すること。

(2)会場設営計画

イベントの内容に応じて必要な資機材の調達及び出展物・資機材等の搬出入に関する計画を作成すること。

(3)警備計画

参加者、出演者及び運営関係者の安全を確保するための警備及び火災等発生時の避難に関する計画を作成すること。

2 催事の実施運営の記録

催事の様子や全体を記録するために録画や撮影等を行うこと。なお、記録については、催事実施後に府教育庁が自由に使用できるよう、著作権等の処理を行った上で府教育庁へ提供すること。提供方法は、電子データ等により納品すること。

3 催事のPR及び集客

(1)催事のPR計画を作成

PR計画を作成すること。作成に当たっては本イベントのPRだけでなく、本事業の目的に照らし、本催事を契機とした大阪府立学校(参加校)の魅力の発信を念頭に検討すること。

(2)PR活動及び集客

催事のPR活動及び本イベントの集客活動を行うためのコンテンツを検討すること。

(3)メディア対応

メディアやインフルエンサーへのプロモート活動の他、開催日及びその前後の諸対応を含めて戦略的にメディア等の対応を行うこと。

4 催事の企画にあたっての留意事項

- (1)出演者及び観覧者への熱中症対策を十分に講じること。
- (2)多数の参加者を想定し、本催事Ⅰ会場内や会場周辺での混雑が緩和できるよう運用等を検討すること。
- (3)本催事以外の目的で博覧会会場を訪れた参加者も、本催事に足を運ぶような仕掛けを検討すること。
- (4)国内外からの参加者向けに案内サインやインフォメーション等多言語対応を検討すること。その他、博覧会協会の規則を遵守すること。
- (5)「過度な商業主義の防止」の観点から、催事内容に付属する商業活動についてのみ可能となっており、物品を販売すること・食事を提供することを主目的とする催事は不可とされ、物販・飲食を行う場合はロイヤリティが発生する。また、万博会場内では原則現金での売買が不可となっている。以上を踏まえ、博覧会協会が用意する決済端末の利用及びロイヤリティの処理等、物販・飲食・試食の実施を前提に博覧会協会と調整すること。
- (6)イベント会場でのバリアフリー対応について検討すること。
- (7)一般参加者から個別の催事ごとの入場料の徴収はできない。
- (8)国際博覧会としてのクオリティを担保するための参考資料の一つとして、「自治体の万博への参加について(大阪・関西万博 自治体参加催事及びテーマウィークについてのご案内)令和6年10月時点」を提供できる。なお、博覧会協会から提供可能な情報の更新があれば、最新のものを提供する。
- (9)今後、博覧会協会と詳細を調整する中で、開催日時や場所の変更が生じた場合は、府と協議して変更に対応すること。

第8 業務実施体制の構築

受託者は本事業を円滑に実行しうる体制を整えること。また当該体制の内に統括責任者と業務管理者を配置し、府へ連絡すること。

(1)統括責任者

統括責任者は、本委託業務の全体を統括し、関係機関との連絡調整を含めた全体の進捗管理等の統括を行うとともに、円滑かつ適切な遂行に努めること。また本委託業務の円滑な遂行を阻害する内外のリスクを特定し、その発生可能性、影響度及びリスク軽減策等を整理・分析し、その対応について適宜府に提案するとともに、その結果を本委託業務の改善に反映させること。その他、大阪府から報告を求められた場合や是正を求められた場合等、大阪府から何らかの申し入れを受けた場合は、速やかな対応を措置すること。

(2)業務管理者

業務管理者は、本委託業務の実施に際して生じた各種課題等について一元的に整理した「業務管理台帳」を作成し、統括責任者を補佐する。本委託業務の円滑かつ適切な遂行に向け、本事業関係者に対し、タスク等の処理について適宜スケジュール管理やリマインド等を行うこと。

(3)事業運営体制

催事Ⅰ～Ⅲは一体的に検討していく前提で事業運営体制を構築すること。

第9 委託事業年度の整理、スケジュール及び納品物等

1 全体スケジュール

令和7年3月	催事Ⅰ及びⅡの出演者確定
令和7年4月	催事Ⅲの出演者募集開始・催事Ⅰ及びⅡのプロモーション開始
令和7年5月	催事Ⅲの出演者確定及びプロモーション開始
令和7年7月	催事Ⅰ本番
令和7年8月	催事Ⅱ・Ⅲ本番
令和8年2月	最終成果物(実績報告書)の提出

2 主な納品物等

納品物、成果物等については、定められた期限までに提出すること。特段定めのない納品物の納期等については別途協議の上、期限を定めるものとする。自治体催事に関する納品物の期限は、今後、博覧会協会が示すスケジュールにより前後することがある。

主な納品物	期限
本事業全体に係る事業計画(体制・スケジュール含む。)	契約締結後速やかに提出
実績報告書	令和8年2月 27 日
催事Ⅰ～Ⅲの実施計画書	契約締結後速やかに提出
催事Ⅰ～ⅢのPR計画書	契約締結後速やかに提出
催事Ⅰ～Ⅲのマニュアル及び進行台本(各方面と運営面に関する諸調整等を終えたもの)	随時(概ね催事の2週間前までに完成)

第10 提案を求める事項

別紙公募要領に記載の審査内容を踏まえ企画提案してください。

○ 事業全体について

【1】

- ・ 事業運営体制及び事業全体のスケジュール案を提案してください(【2】～【3】までを円滑に実施できるものとしてください。)
- ・ 過去(3年以内)の類似事業の実績があれば示してください。
- ・ 事業全体のコンセプトを示してください。

Ⅰ 大阪・関西万博の開催期間に実施される本催事Ⅰ～Ⅲの企画運営

○ 本催事Ⅰ～Ⅲについて

【2】

- ・ 本催事Ⅰ～Ⅲを府立学校万博学園祭(仮称)として位置付け、全体の構成やプログラムの編成案及び個々のプログラムの企画(案)を提案してください。
※キャスティングは契約後に府と協議して決定する事項のため、提案書に記載する場合は、実現可能性に留意の上、イメージとしてください。
- ・ 本サイト等やメディア等を効果的に活用したPR計画案について、提案してください。また、当該提案により得られる効果についても示してください。
- ・ 催事の広報物として、ポスターデザイン案を提案してください。
- ・ 来場者及び出演する生徒の満足度等を定量的及び定性的な方法により調査する方法を示してください。

○ 独自提案について

【3】

- ・ 本事業の目的を達成するため、提案事業者のノウハウを生かした独自の企画・手法があれば提案してください。

第11 その他(留意事項等)

1 誠実な対応

本委託業務に実施にあたっては、府と十分に協議しながら進めること。また、大阪府との連絡調整を密に行い、経過について適宜報告すること。

2 苦情等の処理

業務実施で生じたトラブル等については、受託者が責任をもって対応すること。対応にあたっては、府と十分に協議を行うこと。

3 法令等の遵守

受託者及び業務従事者は、本契約の履行にあたって、条例、規則、関係法令、各会場となる施設の利用規則等を十分遵守するほか、契約書に記載の事項に従って処理すること。特に、万博会場内の事項に当たっては博覧会協会が定める規則の遵守することとし、随時更新されるので、最新のものを参考に企画を検討して運営すること。また、法令の遵守のほか、環境・人権・労働・公正な事業慣行や地域経済への配慮等幅広い持続可能性の確保に向けた取組みを推進するとともに、広く社会に持続可能性を重視する姿勢が定着するよう働きかけること。

4 受託者及び業務従事者の守秘義務

受託者及び業務従事者は、本契約の履行にあたって知った又は知り得た秘密又は情報を、本契約の期間中はもちろん、契約終了後においても、大阪府及びその他当事者の了解なく他に漏らしてはならない。万一事故が発生した場合には、直ちに大阪府に連絡をするとともに、速やかに必要な調査・報告等を行う等、適切な処理を行うこと。

5 経費

本委託業務の履行に係る経費は、全て契約金額に含むものとする。万一、超える場合は受託者の負担とする。

6 第三者との連携

本事業の目的を遂行するために、大阪府の指定する他の事業者と連携する場合がある。その場合、本委託業務の実施中に、大阪府の指定する他の第三者(他の事業者を含む)と連携を求められた時は、円滑な連携が行えるよう体制等について真摯に検討するとともに、対処すること。

7 経費関係書類の保存

経費支出等の確認書類(請求書、支払書等)について確実に整理・保管(5年間)し、大阪府からの請求があった場合、速やかに提出すること。

8 その他

その他、本仕様書に定めのない事項及び業務遂行上疑義が生じた場合等は、その扱いについて別途協議の上定めることとする。

第12 知的財産権等の取扱い

1 権利の帰属等

委託業務の成果物(成果物に使用するため作成したすべてのもの(原稿及び写真、データ等を含む。))に関する所有権及び著作権(昭和45年法律第48号)(著作権法第21条から第28条の権利を含む。))については、大阪府に帰属するものとする。

本事業の受託者(受託者の従業員及び再委託等を行った場合の再委託先等を含む。)は、著作者人格権に基づく権利を行使しないものとする。

大阪府は、本催事終了後も、本業務の成果物について、任意に加工・編集を行い、Web や印刷物を通じて、「第2 事業目的」に沿った使用を行えるものとする。

2 第三者が有する権利等の取扱い

委託業務の実施にあたり、第三者が、肖像権、知的財産権等の権利を有している映像・画像・音楽等を使用する場合は、事前に権利者から使用の許諾を得た上で、必要となる一切の手続き及び使用料の負担等は受託者が行うこと。なお、「1 権利の帰属等」に記載する本催事終了後の利用についても使用料等が生じないものとする。

3 権利処理の保証等

受託者は、本委託事業の実施にあたり、第三者の肖像権、知的財産権その他の権利を侵害していないことを保証すること。第三者からの訴えにより、大阪府に損害(使用の差し止めを含む)が生じた場合は、受託者が損害を賠償すること。

4 その他

知的財産権等の扱いに関し疑義が生じた場合は、別途協議の上、定めるものとする。